

瑞穂町工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置
に関する基準

〔令和2年9月30日
告示第253号〕

(趣旨)

第1条 この基準は、瑞穂町（以下「町」という。）が発注する工事について、適正な施工を確保しつつ、建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図るために、瑞穂町工事請負約款で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない工事)

第2条 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められる場合に限り現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。

2 常駐を要しない期間は、発注者及び受注者が協議して定める。

(兼任を認める条件)

第3条 町発注の工事について、他の工事の現場代理人との兼任を認めない旨の明示がない場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り2件の兼任を認める。

(1) 工事現場がいずれも町内であること、又は工事現場相互の間隔が10キロメートル程度であること。

(2) 兼任する工事における当初の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1件当たり3,500万円未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼任を認めない。

(1) 他発注機関に係る工事について兼任が認められていない場合

(2) 既に従事している工事において兼任が認められていない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、兼任することが不相当と町が認める場合

(届出)

第4条 他の工事の現場代理人との兼任をさせようとする受注者は、現場代理人兼任届(別記様式)に必要な事項を記入し、町に届け出なければならない。

(契約変更)

第5条 兼任する工事において契約変更が生じたことにより、第3条第1項第2号で定める金額を上回る場合も、原則として、引き続き兼任を認めることができるものとする。

(適正な施工の確保)

第6条 工事の適正な施工を確保するため、兼任する現場代理人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼任するいずれかの工事現場に常駐していること。
- (2) 工事現場を離れる場合は、監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保すること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等必要な対応がとれること。
- (4) 不在となる工事現場においては、安全管理等に努めるよう対策を講じること。

(現場代理人兼任の解除)

第7条 町は、兼任に係る工事について、受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じるおそれがあると認める場合又は虚偽の記載があった場合は、当該兼任の解除をするよう求めるものとする。

(参加停止等)

第8条 受注者がこの基準に違反し、町の是正指示等に従わない場合は、瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準(平成15年告示第87号)に基づく指名停止措置等を講ずることができる。

2 前項の違反内容が法令等に抵触する場合は、監督行政庁等への通報を行うものとする。

(補則)

第9条 この基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。